

法人間の財産承継に係る取扱通知 関係法令条文（抜粋）

（目次）

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	1
○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）	1
○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）	2
○児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）	2
○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）（抄）	3
○私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）（抄）	5
○私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）（抄）	5
○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	7
○社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（抄）	8
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号） （抄）	10
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）	10
○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）	11
○租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）（抄）	13
○組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（抄）	14
○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	14
○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	14
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年 法律第七十七号）（抄） ※認定こども園法一部改正法による改正前の条文	15
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年 法律第七十七号）（抄） ※認定こども園法一部改正法による改正後の条文	15
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平 成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号）（抄）	16

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一・二 （略）

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②～④ （略）

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

一 目的

二 名称

三 位置

四 学則

五 経費の見積り及び維持方法

六 開設の時期

第十四条 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関する地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第三条第一号から第五号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろうとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

第十五条 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、特別支

援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止又は高等専門学校の学科の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

第三十五条（略）

②・③（略）

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

⑤・⑥（略）

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

○児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）

第三十七条（略）

一 名称、種類及び位置

二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

三 運営の方法

三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴

四 収支予算書

五 事業開始の予定年月日

② 法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。

③ 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類

三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

④～⑥（略）

第三十八条（略）

一 廃止又は休止の理由

二 入所させている者の処置

三 廃止しようとする者にあっては廃止の期日及び財産の処分

四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間

② 法第三十五条第七項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

③ (略)

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（私立学校審議会等への諮問）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かななければならない。

2 (略)

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一～九 (略)

十 解散に関する規定

十一～十二 (略)

2 (略)

3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（認可）

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

（評議員会）

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かななければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 事業計画

三 寄附行為の変更

四 合併

五 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

六 収益を目的とする事業に関する重要事項

七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 (略)

(寄附行為変更の認可等)

第四十五条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 (略)

(解散事由)

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

二 寄附行為に定めた解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併

五 破産手続開始の決定

六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令

2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十一条第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。

4 (略)

(清算中の学校法人の能力)

第五十条の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(債権の申出の催告等)

第五十条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(清算終了の届出)

第五十条の十四 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十一条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2～6 (略)

○私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号) (抄)

(登記の届出等)

第一条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は私立学校法(以下「法」という。)第六十四条第四項の法人は、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

2 (略)

○私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号) (抄)

(寄附行為認可申請手続)

第二条 (略)

一～六 (略)

七 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類

八 (略)

2 (略)

一 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

二～四 (略)

五 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

六 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書

七 (略)

3～7 (略)

(寄附行為変更認可申請手続等)

第四条 法第四十五条第一項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項(当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。)及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 寄附行為所定の手続(法第四十二条に規定する手続を含む。以下同じ。)を経たことを証する書類

二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類

イ 当該学校法人の概要を記載した書類

ロ 第二条第一項第七号に掲げる書類

三 その他所轄庁が定める書類

2～7 (略)

8 第一項の寄附行為の変更が、私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合(広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。)又は従来行っていた収益事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類

二 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類(この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。)

9 第一項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する私立学校又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第五項又は第六項の規定にかかわらず、第二条第二項第一号及び第五号に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

10～11 (略)

(解散認可又は解散認定申請手続)

第五条 法第五十条第二項の規定により解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の事由を記載した認可申請書又は認定申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 理由書

二 法第五十条第一項第一号に該当する場合にあつては同号に規定する手続(法第四十二条に規定する手続を含む。)、法第五十条第一項第三号に該当する場合にあつては法第四十二条に規定する手続を経たことを証する書類

三 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

四 第二条第二項第一号に掲げる書類

五 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、第二条第一項第七号及び第四条第一項第二号イに掲げる書類

六 その他所轄庁が定める書類

2 前項の認可申請書又は認定申請書及び同項第一号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

(登記の届出等)

第十三条 (略)

2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九

号)の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を文部科学大臣に届け出ることを要する。

3・4 (略)

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（登記）

第二十八条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 (略)

（所轄庁）

第三十条 (略)

2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

（申請）

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一～十一 (略)

十二 解散に関する事項

十三・十四 (略)

2 (略)

3 第一項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

4 (略)

（定款の変更）

第四十三条 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2～4 (略)

（解散事由）

第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- 二 定款に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 合併

五 破産手続開始の決定

六 所轄庁の解散命令

2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。

3・4 (略)

(清算中の社会福祉法人の能力)

第四十六条の三 解散した社会福祉法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(債権の申出の催告等)

第四十六条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時において、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 (略)

(清算終了の届出)

第四十七条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

○社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（抄）

(設立認可申請手続)

第二条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人（第二十四条第二項第一号及び第二号並びに第三十七条第二項第二号を除き、以下「法人」という。）を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。

一 設立者又は設立代表者の氏名及び住所

二 法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 設立の趣意

四 役員となるべき者の氏名及び各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 設立当初において当該法人に帰属すべき財産の財産目録（基本財産、運用財産、公益事業用財産（法第二十六条第一項 に規定する公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（同項 に規定する収益事業を行う場合に限る。）をそれぞれ区分して記載したものとする。以下同じ。）及び当該財産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
 - 二 当該法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
 - 三 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - 四 設立者の履歴書
 - 五 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
 - 六 役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- 3 所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 （略）
- 5 第一項の認可申請書類には、副本一通（法第三十条第二項の法人にあつては、副本二通）を添付しなければならない。

（定款変更認可申請手続）

- 第三条 法人は、法第四十三条の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。
- 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類
 - 二 変更後の定款
- 2 前項の定款の変更が、当該法人が新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。
- 一 当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類
 - 二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類
 - 三 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- 3 第一項の定款の変更が、当該法人が従来經營していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。
- 4 前条第三項及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

(解散の認可又は認定申請手続)

第五条 法人は、法第四十六条第二項の規定により、解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

- 一 法第四十六条第一項第一号の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類
- 二 財産目録及び貸借対照表
- 三 負債があるときは、その負債を証明する書類

2 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）
(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

○租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（抄）

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第四十条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二条第九号の二イに掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業（以下この項から第三項まで及び第五項において「公益目的事業」という。）を行う法人（外国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という。）に対する財産（国外にある土地その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の贈与又は遺贈（当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。）で、当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、当該贈与又は遺贈に係る財産（当該財産につき第三十三条第一項に規定する収用等があつたことその他の政令で定める理由により当該財産の譲渡をした場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものを取得したときは、当該資産（次項及び第三項において「代替資産」という。））が、当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間（当該期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間。次項において同じ。）内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについて

も、また同様とする。

2 (略)

3 国税庁長官は、第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、当該贈与又は遺贈のあつた後、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産(以下この項において「財産等」という。)をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合その他当該贈与又は遺贈につき政令で定める事実(前項に規定する事実を除く。))が生じた場合(当該公益法人等が当該財産等(当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭)を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。))には、第一項後段の承認を取り消すことができる。この場合には、当該公益法人等を当該贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに当該財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税を課する。

4・5 (略)

6 第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈(以下この項から第九項までにおいて「特定贈与等」という。))を受けた公益法人等が、合併により当該公益法人等に係る第三項に規定する財産等を合併後存続する法人又は合併により設立する法人(公益法人等に該当するものに限る。以下この項において「公益合併法人」という。))に移転しようとする場合において、当該合併の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該合併の日以後は、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

7 特定贈与等を受けた公益法人等が、解散(合併による解散を除く。))による残余財産の分配又は引渡しにより当該公益法人等に係る第三項に規定する財産等を他の公益法人等(以下この項において「解散引継法人」という。))に移転しようとする場合において、当該解散の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該解散の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該解散の日以後は、当該解散引継法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該解散引継法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

8～15 (略)

○租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)(抄)

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第二十五条の十七 (略)

2～4 (略)

5 法第四十条第一項後段に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件(同項 後段の

贈与又は遺贈が法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第一号に掲げる業務、同条第三号チに掲げる事業に係る同号に掲げる業務、同条第四号に掲げる業務若しくは地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第一号に掲げる介護老人保健施設に係る同法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に限る。）及び日本司法支援センターに対するものである場合には、第二号に掲げる要件)とする。

一 当該贈与又は遺贈が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。

二 当該贈与又は遺贈に係る財産又は法第四十条第一項に規定する代替資産が、当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間（同項に規定する期間をいう。）内に、当該公益法人等の当該贈与又は遺贈に係る公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること。

三 公益法人等に対して財産の贈与又は遺贈をすることにより、当該贈与若しくは遺贈をした者の所得に係る所得税の負担を不当に減少させ、又は当該贈与若しくは遺贈をした者の親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

6 贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる要件を満たすときは、前項第三号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるものとする。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項及び次項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号及び次項において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員（（1）において「会社役員」という。）又は使用人である者

（1） 当該親族関係を有する役員等が会社役員となつている他の法人

（2） 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号 に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を

判定の基礎にした場合に同号 に規定する同二 その公益法人等に財産の贈与若しくは遺贈をする者、その公益法人等の役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

三 その寄附行為、定款又は規則において、その公益法人等が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

四 その公益法人等につき公益に反する事実がないこと。

7～16 (略)

17 法第四十条第六項に規定する特定贈与等（次項において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が、合併により同条第六項に規定する財産等を同項に規定する公益合併法人に移転しようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、当該合併の日の前日までに、同項に規定する書類に、当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

18 前項の規定は、特定贈与等を受けた公益法人等が法第四十条第七項に規定する解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより同項に規定する財産等を同項に規定する解散引継法人に移転しようとする場合、同条第八項に規定する当初法人が同項の規定により同項 に規定する引継財産（次項において「引継財産」という。）を同条第八項に規定する引継法人に贈与しようとする場合又は特定贈与等を受けた同条第九項に規定する特定一般法人が同項の規定により同項に規定する財産等を同項に規定する受贈公益法人等に贈与しようとする場合について準用する。

19～24 (略)

○租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）（抄）

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第十八条の十九 (略)

2～12 (略)

13 法第四十条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第六項に規定する特定贈与等（以下この条において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに合併予定年月日

二 当該公益法人等が法第四十条第六項に規定する公益合併法人に移転しようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三 当該公益合併法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該公益合併法人が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該公益法人等が当該特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該公益法人等に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五 その他参考となるべき事項

1 4 前項の規定は、法第四十条第七項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「合併予定年月日」とあるのは「解散予定年月日」と、同項第二号及び第三号中「公益合併法人」とあるのは「解散引継法人」と読み替えるものとする。

1 5～2 0 （略）

○組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（抄）

（解散の登記）

第七条 組合等が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（清算終了の登記）

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）

第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

2 （略）

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二の十七 （略）

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

十四～四十四 (略)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄） ※認定こども園法一部改正法による改正前の条文

（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第三項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地

三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2 前条第三項の認定に係る前項の申請については、幼保連携施設を構成する幼稚園の設置者と保育所等の設置者とが異なる場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

（変更の届出）

第七条 認定こども園（第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。）の設置者（都道府県を除く。次条及び第十条第一項において同じ。）は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更（文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄） ※認定こども園法一部改正法による改正後の条文

（定義）

第二条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環

境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8～12 (略)

(設置等の認可)

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

4～7 (略)

附 則

(認定こども園である幼保連携施設に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園（同法第二条第二項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び保育所（同法第二条第三項に規定する保育所をいう。）で構成されるものに限る。以下この項及び次項において「旧幼保連携型認定こども園」という。）であって、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。次条第一項において同じ。）及び地方公共団体以外の者が設置するものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、新認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなす。ただし、当該旧幼保連携型認定こども園の設置者が施行日の前日までに、新認定こども園法第三十六条第二項の主務省令（以下単に「主務省令」という。）で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2～4 (略)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号）（抄）

(法第二条第六項の文部科学省令・厚生労働省令で定める事業)

第二条 法第二条第六項の文部科学省令・厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

- 二 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どものにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業
- 四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- 五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項)

第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものの別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長（認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。）となるべき者の氏名
- 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの